

令和6年第6回府中町議会定例会

会 議 録（第3号）

1. 開 会 年 月 日 令和6年12月6日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和6年12月10日（火）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（18名）

議長	力 山	彰 君	副議長	齋 藤	昇 君
2 番	橋 井	肇 君	3 番	安 部	智恵美 君
4 番	森 本	将 文 君	5 番	松 本	真 明 君
6 番	梶 川	三樹夫 君	7 番	木 田	圭 司 君
8 番	三 宅	健 治 君	9 番	川 上	翔一郎 君
10 番	西 山	優 君	11 番	坂 田	栄 一 君
12 番	山 口	晃 司 君	14 番	宮 本	彰 君
15 番	田 中	伸 武 君	16 番	二 見	伸 吾 君
17 番	狩 野	雄 二 君	18 番	金 澤	映理子 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（0名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	寺 尾 光 司 君
副 町	長	齋 藤 哲 也 君
教 育	長	新 田 憲 章 君
総 務 企 画 部	長	谷 口 充 寿 君
財 務 部	長	胡 子 幸 穂 君

福 祉 保 健 部 長	中 本 孝 弘 君
町 民 生 活 部 長	屋 敷 学 君
建 設 部 長	磯 亀 智 君
建設部区画整理担当部長	井 上 貴 文 君
消 防 長	新 宅 和 彦 君
教 育 部 長	増 田 康 洋 君
危 機 管 理 監	佐 藤 伸 樹 君
福祉保健部次長兼高齢介護課長	藤 永 美 香 君
町民生活部次長兼自治振興課長	倉 崎 誠一郎 君
総 務 課 長	宮 脇 理 恵 君
子 育 て 支 援 課 長	砂 崎 綾 美 君
健 康 推 進 課 長	平 岡 直 美 君
環 境 課 長	相 原 一 夫 君
環 境 課 主 幹	大 神 規 正 君
維 持 管 理 課 長	谷 口 洋 二 君
学 校 教 育 課 長	藤 永 政 己 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

８．職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 長 西 弘 子 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

９．議事の内容

（開議 午前 ９時３０分）

○議長（力山 彰君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は１８名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和６年第６回府中町議会定例会、第３日目の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたします。

14番宮本議員の一般質問、低年齢化してきた闇バイト等の犯罪予防の取組についてに関し答弁いたします。

議員おっしゃいますように、いわゆる闇バイトに端を発した危険性、悪質性の高い犯罪が連日報道されています。

短時間で高収入を得られるからと気軽に申し込み、強盗や詐欺、さらには殺人などの犯罪に加担することとなり、やめたいと思ったときには個人情報や元を脅され抜け出せず、挙句に逮捕される、そのような青少年が増加しています。

そして、そのような青少年は、SNSの利用から犯罪に巻き込まれています。

学習指導要領では、規則の尊重や遵法精神、そして情報モラルに関する指導が示されています。町内全小中学校では、情報化社会の中で多くの情報に接したり、情報を取り扱ったりする際に人に迷惑をかけないようにするため、また自分が危険な目に遭わないようにするためのルールやマナーなどについて、全学年の道徳の授業や学級活動において、その発達段階に応じ指導を行っています。

一例として、小学校低学年においては、1人1台端末の適切な使い方や万引き防止などについて、高学年においては、ネット詐欺や動画、写真の無許可アップロードなどの犯罪防止、さらにはいじめ防止などについて学習しています。中学校では、スマートフォンの利用による様々な犯罪やトラブルの具体例に触れ、SNSに対する考え方や適正な活用方法などについて学習しています。

指導は教員のみならず、警察官や通信会社の方を講師に招いたり、参観日を活用して親子で学習したりするなど、より身につくよう工夫して実施しています。

教育委員会でも、情報教育担当教員を対象とした研修会において、情報モラルに係る内容を取り扱ったり、生徒指導担当教員を対象とした研修会において、規範意識の醸成を図るなどの取組を行っています。

闇バイトに応募して事件に及び、逮捕起訴されたある少女が、このように訴える新聞記事をせんだって目にしました。「SNSに頼らないで。メッセージが来てもボタンを押してはいけない、ボタン一つで人生が終わる。」悲痛な叫びですが、そのような青少年を増加させてはなりません。

教育委員会と学校では、子どもたちを犯罪から守るため、また情報化社会を上手に生きていくため、SNSや犯罪に対し意識を高める指導を継続してまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 2 回目の質問はございますか。

1 4 番宮本議員。

○1 4 番（宮本 彰君） 1 4 番宮本です。

答弁ありがとうございました。中学校ではスマートフォンによる様々な犯罪やトラブルの具体例に触れ、SNS に対する考え方や適正な活用方法などについて学習し、参観日には親子で学習しているなど、随分工夫され安心しましたが、中学生への甘い誘惑は現実に関身近に迫ってきていると思われます。

今年10月に起きた山口県光市での強盗予備容疑での逮捕された犯人は、関東地区の中学生ら3人で、お金が欲しかったとの理由で闇バイトへ応募し、実行犯として活動していたとのことでございます。当町の中学生にも、いつこのような誘惑が迫ってくるやもしれないという危惧は拭い切れません。

そこで2回目の質問をいたします。

警察官を講師に招いて親子で学習されているようですが、具体的に闇バイト事件に特定した教育用ビデオや資料での防犯教育は実施されているのか。されていなければ、どのような資料でどのようにされているのか。されていなければ、今後闇バイトに特定した防犯教育の在り方をどのように考えているのかお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

学校教育課長。

○学校教育課長（藤永政己君） 学校教育課長です。

1 4 番宮本議員の2回目の御質問、闇バイトに特定した防犯教育について答弁いたします。

先ほど部長が、中学校ではスマートフォンの利用による様々な犯罪やトラブルの具体例、そしてSNS に対する考え方や適正な活用方法など、情報モラルに関する学習を行っている旨答弁いたしました。

情報モラルと一言で申しましても、情報化社会においてその内容は幅広く、どうしても個人情報の保護や人権侵害、危険回避などに係る学習が優先してしまいますので、闇バイトに特定した防犯教育は現状行っていないところです。

しかし、議員も危惧されておられるとおり、当町の中学校においても他人事ではない上、大変タイムリーな話題であると思います。今後の学習機会において、闇バイト

事件も織り込んだ内容となるよう、前向きに検討したいと思います。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 3 回目の質問はございますか。

1 4 番宮本議員。

○1 4 番（宮本 彰君） 1 4 番宮本です。

答弁ありがとうございました。青少年の闇バイトによる事件は、身近に迫ってきていると思うのは私だけでしょうか。

先ほどの答弁では、闇バイトに特定した防犯教育は現状行っていないということですが、私は教育委員会の危機意識が少し足りないのではないかと感じています。現段階での保護者においてはまだ身近に事件が起きていないので、まさか我が子ができるようなことにはないと自分自身に思い込ませて安心している感があると思います。

そういうときにこそ学校として、生徒に闇バイトで犯罪を起こせば自分の一生を左右しかねないと、言い方は悪いですが、半ば脅すような教育をするようなことによって、子どもも家庭に帰って今日学校で闇バイトについて勉強したよと報告し、すると保護者もなるほどとそれに同調して、あなたも気をつけなさいよと我が子に指導する、このことが防犯教育のサイクルではないかと私は思います。

警察庁のホームページには、「少年が闇バイトに安易に応募し、重大な犯罪に加担してしまうことが大きな社会問題となっています。少年が単なるアルバイトと勘違いしたり、安易な行為と自己意識をすることで、犯罪に加担することを防止するために、保護者、教職員、警察、少年の健全育成に関わる方々が闇バイトの危険性、悪質性を具体的に発信することが重要です」と広報しています。また、闇バイトの様々な事例と実態も広報で教育の場面で活用していただきたいと思います。

国として、闇バイトはここまで大きな社会問題としています。町内では、今はまだ事件が起きてませんが、万が一起きたときに教育委員会は何をしていたんだと言われないように、早急に対処することを提案して質問を終わります。

以上です。

○議長（力山 彰君） 以上で、第 8 項、低年齢化してきた闇バイト等の犯罪予防の取組について、1 4 番宮本議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第 9 項、市制移行について、1 5 番田中議員の質問を行います。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 田中伸武です。質問、市制移行についてのお尋ねであります。

今何で市制なんかと逆に問われるわけですが、確かにそのとおり、今議論が求められていると、そういう局面、そういう政治状況というわけではありません。けれども、かつての合併論議が今収束している今こそ落ち着いてこの自治制度についてしっかり議論できる、そういうときとも言えるわけであります。

また、かつて和多利町長は虎視たんたと、私も直接聞いたことがあるんですが、市政を狙うんだということで伺って、そういう積極姿勢を見せておられました。次の佐藤町長は急ぐ課題ではないということで、むしろ広域連携を重視するとそういう姿勢でおられたと思います。今年トップ交代した今こそ、寺尾新町長には新しい考え方、どうなるかということをお尋ねする次第であります。

市制の移行についてのトップの姿勢と意向を伺うということであります。三つの点から質問いたします。

一つは、まず寺尾町長は、議員だった2年前の2022年9月に「広島都市圏の発展に寄与できる市制移行について」というタイトルで一般質問されて、市制移行はまちの魅力アピールに効果的ではないかと前向きでありました。その考えにお変わりはしないでしょうか。魅力アピールというイメージ、そういう心象的なメリットを含めて市制移行に関する、市制に移行すると町にとってプラスなのか、ほかに何かプラスになることがあるのでしょうか。あるいは逆にマイナスになることはあるのでしょうか。メリット・デメリット、これについてどうお考え、どう見ておられるかということもお聞きしたいと思います。

実質的にはよく言われるのは、別に地方交付税の基準が違うわけじゃないし、議員の給料が違うんじゃないかとかいう説もあるんですけど、それは決めればいい話であって、具体的な実務的な差はないんだとよく言われるわけですね。市長会と町長会の違いはどうなんだということも、いや実は違うんよという人もおるわけですが、メリット・デメリットなんですか。

マスコミの報道は若干差があったりしますよね。市長往来っていうのが新聞の地方版にはあるけども、町長往来はないです。村長往来はない、村はないんですけども。紙面の扱いも市と町では選挙のときだとかほかの出来事だとか、何かちょっとテレビも含めて市のほうがニュースの扱いがちょっと大きくなる、そういう違いはあるかも

しませんが、そういうメリット・デメリット、市、町の違いをどう受け止めて考えておられるおられるでしょうか。

それから二つ目の視点ですけれども、県の問題ですね。県の側は府中の市制移行に非常に後ろ向きであると言われておりますし、これは県あるいは県の条例の問題もあるわけですが、かつて市制移行に積極姿勢だった和多利町長は、湯崎知事と会談されたときのことを一般質問で答弁しておられますよね。

平成28年（2016年）3月の一般質問ですけれども、和多利町長はこうおっしゃってますね。「県と国に陳情してまいりましたが、県、いわゆる知事さんからは、条例のこともさることながら、人口が減つとるじゃないかと、平成7年と12年ですか。調査の方法が変わって人口が増えとるにもかかわらず減つとると、実際そういう恨みがあつたんですが」とか、都市圏への依存度が高いとこうおっしゃると、いやそんなことはないと反論いたしまして、なんか和多利さんの口調が目につくようですよ。県の協力を得るのは難しいなと私はとっさに判断し云々と、当面は何も言わないが引き続き体制整備を進めていく。それから和多利さんは、国からはよい教示をいただいてる、よいの示唆をいただいてる、市になってもいいよという御指導いただいているやのようなよい教示をいただいておりますということもあると、これはやればなせるとこう思っておりますと。ただ、私としても混乱は避けたい。そういう議会答弁でかなり県とのやり取りとか積極姿勢だけど抵抗があるんだということを説明されておるわけですね。

この議会の2か月後に町長選挙があつて和多利さんは引退されて、佐藤町長が就任されたわけですが、佐藤さんは先ほど言ったように市制の論議は封印して、広域連携を尊重する姿勢となつて今に至っておるわけです。

もうちょっとその県のハードルのところも考えてみると、これもよく言われるわけですが、条例の要件が引っかかっていると、県の条例ですね。もともと市に移行するかどうかは地方自治法で人口5万以上であれば大体認められるわけですが、その他の条件を各県で条例で定めてあつて、これが引っかかるんだと。特に高校が3校以上ないといけんというのが大きなネックだと言われるわけですが、これもまたちょっと寺尾議員だったときの論議に戻りますけれども、やっぱり県の条例も改正して要件を緩和して町が市になった例はあつたと、岩手県などではあつたと、ほかにもあるかもしれませんね。

条例というのは、どれだけ厳しい要件なのかどうか、そういう論議があるかと思うんですけども、こういう県の要件というものをどうお考えでしょうか。広島県の場合、高校が、あるいは高校に準ずるような学校が三つ以上ないと市になれないと条例にはっきり書かれておるわけですが、府中には安芸府 1 校しかない。来年 1 校できるわけですね。青崎に開校予定のシンギュラリティ高校、通信制高校ですが、これも立派な学校教育法に規定する高校でありまして、これでいくと 2 校になると。

それから私もひいき目で見るとは思いますが、古沢学園の専門学校は 2 校ありますよね、自動車学校と福祉リソース。県条例でいうところの高校に準ずる学校もしくは中等学校、これにはもちろん専門学校は入ってないわけですが、これも今年の春、自動車学校のところは寮をつくっちゃいましたそうですね。あれもえっと思って僕もびっくりしたんですけど、本町のウォンツの裏のほう、自動車学校が寄宿舎をつくって、相当腰を据えた学校になるんだなという印象を受けたわけでありまして。

高校に準ずる学校、高校に準ずるの解釈ですが、準ずるとみなしてもええぐらいもう腰据えとる学校じゃないのという私も思うわけです。そうすると、安芸府とシンギュラリティと自動車学校で三つになっちゃうという思いもするわけでありまして。

県の要件、地方自治法の要件、人口 5 万考えると、そもそも平成の大合併は何じゃったんかいなという思いもするわけでありましてね。特例法があって、特例的に法の要件や条例の要件を満たしてなくても市になったところがたくさんあるわけでありましてね。悪く言えば、よく言えばかしらん、げたを履いて市になったという、もちろん自治体に上下はないんですけど、その要件にげたを履かせることによって特例法でクリアするということはたくさんあるわけですね。

県内の 14 の市を調べてみましたが、高校が一つか二つしかない市が四つあるんですね。大竹、竹原、安芸高田、江田島、これらは以前から市になっている、あるいは特例法によって市になっている。今の要件は満たしていないわけでありましてね。

さらにそもそも、上位法であるところの地方自治法では、人口 5 万となつとるわけですからね。これは県内の 14 市のうち 7 つの市が満たしていない。つまり県内の半分の市は地方自治法に反して市になっている、そういう状態になっているわけでありまして。

しかも、人口は増えるという条件がいるわけですが、ほとんどの市は人口が

減り続けている。逆に、府中と海田は町なのに、若干ですがここんところちょっと人口は増えておると。府中や海田のほうが市らしくなっているというわけであります。

もちろん県や市はＪリーグではないですから、そんな入れ替え戦のようなのはありませんけれども、矛盾の多い要件で市のような町、町のような市が今広島県は特に混在していると、そういう矛盾の状況じゃないかと思われるわけです。

そういう県の要件というのは事実上、条例の条件、どういう意味があるのかなと私としては考えざるを得ないわけですが、そういう県の姿勢、あるいは県の要件についての町長の考えもお聞きしたいと思います。

それから、三つ目の側面ですけども、新しい体制で町として事務レベル、あるいは役場として研究するそのお考えはどの程度おありかという点であります。

来年度は、その次の１０年間のまちのありようを考える第５次総合計画の策定、これに入る年であります。もちろん町民や議会の意見も取り入れてつくっていただくわけですが、たたき台は町の執行部がその構想を出すと、基本構想と基本計画は出すと、提案されるということになります。その中に市制への移行と、これを含めて研究なり考えるんだという記述を入れられるお考えはありますでしょうか。

今の４次総、来年度までの総合計画ですけども、これは市制という言葉は出てきませんね。書いてない、市制という言葉は。ブランド力の向上によるさらなるまちの発展を促す、自治体制については、こんな表現されておるわけですね。ブランド力の向上というのは何か案に市制を指しているとも受け止めるわけですが、それでも市制という表現は４次総にはありません。

私は、この５次総、先ほどの次の１０年間を考える５次総の中にはちょっと分かりにくい比喻表現よりも、一歩進んででも市制への移行も含めた自治制度の研究ぐらいは入れてもいいんじゃないかと、そのほうが町民も議会もみんなも勉強しやすく考えやすいのではないかと、検討すべきではないかと思うわけですが、町長はどの程度事務レベル、あるいは５次総のたたき台をつくるに当たって市制を入れられる考えがあるかどうか、これもお尋ねしたいと思います。

５次総をまとめるに当たっては、もちろん町民のアンケートとか町内業者への抽出調査だとか、あるいはワークショップなども計画されているとお伺いしておりますので、計画の素案そのもの、あるいはこういう調査とかワークショップを通じたところでも市制というものが一定には論議できるような、そういう仕掛けがあってもいいん

じゃないかと私は考えるわけでありますが、それについてもお尋ねしたいと思います。

以上、新しい町長になっての市制への姿勢、移行に関する意向をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

町長。

○町長（寺尾光司君） おはようございます。市制移行についてということでの御質問でした。

淡々と経緯等を踏まえて質問をしていただきました。私自身、職員時代から和多利町長なり佐藤町長なり一緒に仕事をしてきたということですが、思いとしてはやはり議会議員のときに一般質問させていただいた思い、市制のほうがより町としてのアピール度、それとか活性化に資するんじゃないかという思いは変わっておりません。

ただ、状況がそれほど大きく変わったとも思ってないんで、今後どうしていこうかなというような思いは今後、総計の中でいろいろ考えていきたいというふうに思っております。

御質問の趣旨に沿ってお答えをしていきたいと思います。

まず、考え方は変わらないかということですが、先ほど言いましたように、やはり市として全国的な知名度が上がるということですから、そのブランド力が強化され広島都市圏全体の魅力アップにも当然つながると、広島都市圏でこんなに元気な町があるんだということで、都市圏に注目が浴びるということでもあり、最大の府中町にとっても地域の活性化策ではないかという思いは変わっておりません。

私このたび町長選挙のときに公約としてパンフレットをつくっておりますけど、その中に「まちの情報や魅力を様々な媒体で発信し、まち愛・郷土愛がさらに高まるように努めます」というような表現を入れさせていただいております。ここで言うまち愛とか郷土愛を高める方法の一つとして市制移行というものもあるんじゃないかというふうに思っているという部分もそうしたパンフの中で書かせていただいた文章の基になっている考え方の一つでございます。

次に、町政と市政との違いということでございますが、御存じのように権限移譲の前なら福祉事務所の設置など大きな違いがあったということでございますが、現在のように県のほうから町に権限移譲が大きく進んだ段階におきましては、制度的な大きな違いはないのではないかと考えております。特に違うと言えればよく言われるんです

けど、住所の表示に安芸郡という表示がなくなるというのが一番大きな違いではないかなというふうに思います。

次に、メリット・デメリットということでございますが、これは議員時代に一般質問で触れた部分ですけど、公職選挙法には県会議員の選挙区は一の市の区域が基本とされております。単独市制の場合は府中町のみが県会議員の単独の選挙区になれる可能性とか、あと県内14の市には全て警察署が置かれているということであるんで、府中町が市制移行した場合、警察署の設置の可能性があるかということで私が議員時代に一般質問をしたところでございますが、町当局のその当時の回答は、県議会の選挙区は県条例で定めるものと、あと警察署は市に必ず置くというふうにはなっていないという回答でございました。すぐに市制移行のメリットと言えるものではないということでした。

また、財政的にも、以前は市になると特別交付税が県配分でなくて国からの直接の配分になるので増えるのではないかなというものもありましたが、これは確証がないということでした。減っている先行事例もあるというようなことも話がありました。

また、制度的にメリットというのは、先ほど言いました安芸郡を書かなくていいということぐらいしか思いつきませんが、やはり一番のメリットとして考えるのが、府中町の都市的形態と自治体名の統一ということでブランド力、府中町の都市としてのイメージアップが大きいと思っております。それと対外的な情報発信力が大きいのではないかなと思っております。

先ほどちょっと質問の中でマスコミの取り上げ方という話もありましたけれど、やはり町と市で言えば新聞での予算時期の取り上げ方とか、職員の人事異動のときの記事の大きさとか、やはりそういった発信力が大きく違っていると思いますし、やはり全国的に広島県安芸郡府中町と広島県何々市といえ、やはり東京とか大阪とかなかなか広島のことを分からないところの方から見ると、やはり町と市の大きさの違いというのはやはり大きな違いがあるのではないかなというふうに思っております。

それとあと言われているのが、住民の方とか町の職員の意識が大きく変わるというのがよく言われている中身になります。自主自律の考え方、職員から言えば一つ行政レベルがレベルアップしたというふうな思いでしっかり考えていくというようなことがあるというふうによく言われているという中身でございます。町から市への昇格と

というのは自治体が発展していることを示す対外的にも対内的にもそういった意味があるというふうに私は考えております。

またちょっと質問にもありましたが、行政的には現在、町村会と町村議長会に属しておりますが、これが市長会、市議会議長会に変わるということになります。町としてはより府中町と同様な都市問題を抱える自治体と情報交換が進むのではないかというふうに思っております。なかなか町村会、当然町村ですから現在町村会に入っておりますけど、その中で言うどうしても数的に言う過疎地の議論がどうしても増えてくると、なかなか都市部の議論というのはなかなか取り上げられないことはないんですけど、数が少ないということになります。どうしても医療の問題とか交通の話とか消滅集落の話とか、どうしてもそちらのほうになっていくんで、やはりそういった面での情報が増えるという意味で言えば、同じ都市的形態の自治体が多いところのほうが情報交換の意味は大きいのではないかなというふうに思ったりはします。

あと、メリット・デメリットということで言えば、デメリットとしてはやはり費用的に変わったときだけということになるかもしれませんが、やはり住所変更に伴う印刷物とか看板、そういった諸経費が必要になってくるというのは明らかだと、デメリットだと言えらると思っております。

二つ目の県の姿勢ということでございますが、先ほど質問にもありましたが、広島県条例の中に昭和23年に制定されているんですけど、市としての要件に関する条例というのがあります。この中に、地方自治法という法律の中に5万人以上というのがありまして、それと同時に県条例で定めた基準をクリアするというのが地方自治法にありまして、それを受けまして県条例が広島県で作成されております。それが市制移行についていろいろ条件もあるんですけど、その中に府中町が明らかにクリアできていないという要件で言われているのが、高等学校もしくはこれに準ずる学校、または中等教育学校が3以上設けられていることというのがあります。現在言われたように、町内には安芸府中高校1校のみということで、これがクリアできていないというのがあります。

この県条例の改正とかいうのが議論がなかなか進まないという実態がありまして、私が一般質問で議員のとき言ったのが、全国的に見るとこの県条例というのが戦後すぐにできたみたいな条例ですので、全国的に言えばそれぞれ自治体の状況を見ながら改正されて市制移行した事例もあるというようなことを質問したことがありますけど、

なかなか県条例については県の意向ですからその辺しっかり踏まえなければならないというふうには思っております。

ちょっと経過で御説明しておきますけれど、平成の大合併の動きが収まりました平成22年、この府中町議会に9名の議員で構成されます自治制度特別委員会というのが設置をされております。時代に即した自治制度の在り方を検討する決議が採択をされまして、当該特別委員会で自治制度の在り方について調査研究を進められております。9名のうち現在1名の方が現職でおられるということでございますが、この9名の自治制度特別委員会のメンバーで先例の自治体とか、広島県とか国に調査をされておられます。

その当時、県知事とか県議会に対して、県条例の改正などについての意向を訪問されたりいろいろ調査をされておりますが、結論として、平成24年5月の特別委員会報告書にまとめが載っております。ちょっと読みますと「市制移行は、行政・住民ともに自主自立への意識の改革を行い、地域の活性化を図り、日本一暮らしやすいまちづくりを目指すための体制強化には有効な方策であるという認識に至りました。この認識を基に、県との市制移行へ向けての下協議を進めてきたところですが、市制要件を定めた条例の取扱いや県議会の理解を得るにも、まだまだ時間が必要であろうという感触を得ました。市制移行はまちの活性化の視点から有力な手法であることは間違いありませんが、現時点では腰を落ち着けて地道に市制移行への環境を整えていくべきではないかという結論に達しています」というふうにまとめられております。つまり、県の理解が得られなかったということだと思います。

その後の状況ですが、先ほど田中議員のほうからありましたけれど、和多利元町長は考え方は変わってなくて、人口5万人以上の町が市になることは当然だということで、もっと環境整備してもっと情報発信をしていけば何とかなるというようなことで議会答弁をされております。

その後、佐藤前町長は先ほど言われましたように、町民には広島市との合併と単独市制を望む意見の相違は今なおあり、その解決に町行政の労力を今費やすべきではないということで、特には単独市制についての取組はされてないというような状況になっていたということでございます。

私自身、考え方は単独市制という考え方は持っておるんですが、町長就任して以来、特に半年はたちますけれど、特に何らかアクションを起こしたということではありま

せん。この条例改正の必要性云々ということよりも私が一番思っているのは、この特別委員会の記録とかその前後とかそれ以前議論の中で、大きく県が否定的な理由として考えていると思っているのが、政令市の中にある地理的要因というのが一番大きな原因ではないかなというふうに私は理解をしております。なかなか政令市の中に市をつくるというのが状況的にどうなのかなというものが随分前から議論はされていたというふうに思っております。

そういった状況が認められるということであれば、条例改正も必要な手続が入っていくんだろーと思えますけど、その辺の政治的な状況が変わっている状況ではないということで、現在もなかなか進んでないのではないかなというふうに思っております。というのは、当然御存じだと思いますけど、市制移行というのは広島県知事の提案があって、県議会の議決が必要だということでございます。

法律的に言いますと、「町村を主とする処分は関係町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届けなければならない」というふうに地方自治法に規定をされております。つまり基本的には県の理解ということがまず必要だということでございます。

これを今後重ねていきたいということでございますが、今から何から手をつけるかというのは具体的なことは現在のところは持っているものはございません。町民の皆さんとか議会の皆さんと話を進める中で、前進させる方策が見つかればというふうに思っております。

次に、研究する考え方はあるかということですが、方法はすぐには持ち合わせてはおりませんが、調査・研究は進めていきたいというふうに思っております。今回の第5次総合計画のアンケート調査とか、あと各種団体のヒアリングなども行いますが、その中で自治制度に対する思いも聞いてみたいとも思っております。

それと、総合計画の中でどういうふうに位置づけるかという話でございますが、これまでの総合計画での位置づけで言うと、平成13年から27年の第3次総合計画の中では、市制導入を含めた検討資料を作成を公表し、住民の意向を尊重しながら議会と十分協議し、自治の発展を目指しますというふうに記載をしております。

その次の第4次の総合計画、これは現行の計画ですが、平成28年から令和7年の計画につきましては、指摘されましたように市制という言葉は入っておりませんが、「自治制度に関する調査・研究を行い、継続的な発展と活性化を目指します」と記載

をされております。5次総、次の計画というのは来年しっかり議会の皆さんと協議しながらつくっていききたいというふうに思っておりますが、私の考え方としてはこういった自治制度の在り方、発展、地域活性化の取組というのは当然記載をしていきたいというふうには思っておりますが、市制という表現を入れることが可能かどうかと、それは状況を見ながら、基本はやはり先ほど言いましたようにやはり県、県議会、そこら辺の情勢を見ながらしっかり踏まえて、それと当然町民の皆さん、議員の皆さん方の意見を踏まえながらしっかり議論をして取り組んでいきたいというふうに思っております。

私自身といえこれから市制移行についてはしっかり勉強して、皆さんと一緒に取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

答弁は以上でございます。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

15番田中議員。

○15番（田中伸武君） 再質問という形ですがお尋ねいたします。

今の答弁でよく分かるわけですが、町長の市制に対する姿勢、非常に前向きであるということを確認できたとは私は受け止めさせていただきました。表現としての市制をどうするかという、これちょっと禅問答のようなところになるのかもしれませんが、ここもそれはもちろん議論があるだろうと思いますが、たとえ文言があってもなくても市制への移行が検討の一つである、前向きに考えているということは十分私は理解させていただきました。

もちろん町政としては、町民の福祉向上というのが第一課題ですから、いろんなあつれきがあったり、ほかのことにエネルギーを費やすような支障があるということであれば、もちろんそれはやらないほうがいいわけでありますが、長い将来を見詰めて本当に町の発展、あるいは町民の誇りやそういう向上につながることであれば、ぜひとも検討すべきだろうと思うわけであります。

それから、町長も振り返っていただいておりますけれども、これまでの経緯を考えると県の姿勢が非常に大きなプレッシャー、あるいは壁、そういうことになっているのがよく分かるわけですね。ただ、私としてはやはりこれは地方自治の本旨からするとおかしいことじゃないかと思うわけであります。地方自治というのは、そこに住む住民がそこに住むまちのことを自ら決めていくのが、これはもう憲法にも言われて

おるところの地方自治の本旨であります。

つまり、そののまちの住民が、いや私は市制でやっていこうじゃないかと、あるいは、いや逆に村のほうがええでとか、そういうことを決めればその住民が決めるのが基本でありまして、隣のまちとかあるいはよその県だとかいろんな要件をつけたり、事実上、要件として破綻しているような要件を押しつけたということがあってはならんと私は思うわけでありますね。

県知事への批判になるかもしれませんが、考え方としては県内の市や町がそれぞれの住民自治の範囲で、それぞれいろんなことを決めることがあれば、よっしゃ県としてはそれは後押しするよと、あんたらのまちが自分らでええようにしよう言うんなら後押ししようでというのが本来の地方自治であり、県と町の対等の立場であろうとそう考えるわけであります。

微妙なこともあるかとは思いますが、私はやはりこの地方自治、憲法が保障する地方自治の本旨からして、我々の住民の手でいろいろ物事を考えていくと、それが基本だろうと思います。

町長の御答弁よく分かりました。再質問という形ですが、何かこれについて御所見があれば伺いますが、なければこれで終わります。

○議長（力山 彰君） 答弁。

町長。

○町長（寺尾光司君） 御理解いただいたということですが、確かに地方自治の本旨から言えば住民の考え方がそれだとすぐに、それが第一番というのは分かるんですけど、先ほども言いましたように、やはり地方自治法という法律いうのもありますし、県条例というのもれっきとした法規でございますので、その辺しっかり一つ一つクリアしながらこの町の活性化、特に対外的、対内的な情報発信力ですね高めていきたいというふうに思っております。

全国たくさんある町村の中で、そういった条件を兼ね備えている一番がこの府中町だと思いますので、府中町が持つる潜在力をより発揮できるようなことをしていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ皆さん方の御協力もいただきたいというふうに思っております。

答弁は以上でございます。

○議長（力山 彰君） 以上で、第9項、市制移行について、15番田中議員の質問を

終わります。

続いて、総務文教関係、第10項、増加する不登校児童生徒への取組は、13番齋藤議員の質問を行います。

13番齋藤議員。

○13番（齋藤 昇君） おはようございます。13番齋藤です。

本日は、日本被団協のノーベル平和賞授賞式が、ノルウェーオスロであります。私は原爆2世でございます。今ちょっと振り返りましたら、うちのおふくろも原爆で大変な目に遭いまして、若くして亡くなりました。

今から、増加する不登校児童生徒への取組はの質問をさせていただきます。

文部科学省の問題行動・不登校調査結果によれば、2023年度に全国の小中学校で30日以上欠席した不登校の児童は11年連続で増加し、過去最多の34万6,482人、前回調査の4万7,434人増となりました。文部科学省では、この結果を受けて、通学を無理強いしない保護者が増えたことや、特別な配慮が必要な子どもへの学校側の支援が不十分なことが背景であると分析されていました。

またこの調査では、不登校の小学生は13万370人、全体の2.1%、中学生は21万6,112人、同6.7%でした。不登校児童生徒の38.8%に当たる13万4,368人が、学校内外でスクールソーシャルワーカーからの専門的支援を受けられていないことや、不登校の理由として学校生活にやる気が出ないとの相談が最多の32.2%、次に、不安・抑鬱の相談が23.1%の結果も示されています。ほかにも障害や日本語指導などへの配慮や支援に関する相談も計13.6%もありました。

不登校児童生徒への対応については、2年前、他の議員からもコロナ禍において一般質問があったところですが、その後も全国的に増加が続いているという結果です。広島県内でも小学生は22.5%増の3,380人、中学生が14.6%増の5,362人で、コロナ禍前の19年に比べると2倍ぐらいになっています。増え続ける不登校児童生徒への対応が十分なされているか、状況を大変憂慮しています。小学生、中学生の学校教育は重要課題であり、日本の将来の命運を左右します。

そこで、町内の小学校における現状と教育委員会及び教育現場での取組について伺います。

以上です。

○議長（力山 彰君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（増田康洋君） 教育部長です。13番齋藤議員の一般質問、増加する不登校児童生徒への取組はに関し答弁いたします。

先々月、文部科学省が公表した「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によりますと、議員おっしゃいますように、小中学校の不登校児童生徒数は11年連続で増加し、約34万6,000人となっています。

本町においても、国と同様年々増加しており、令和5年度の不登校児童生徒数は、小学校65人、中学校68人、計133人で過去最多となりました。

本町での取組ですが、まず、不登校の未然防止に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの各中学校区への配置や、青少年教育相談員による各学校への巡回訪問などを行っています。学校へは登校できるけれど教室へは入りにくい、そんな児童生徒に対しては各学校の状況に応じ、教育相談担当教員等を配置した適応指導教室を設けるなど、学校内に児童生徒の居場所を確保できるよう支援しています。

学校内では、児童生徒の希望に応じて、1人1台端末を活用したオンラインによる授業やドリルアプリで学習支援するなど、個別の教育的ニーズに対応する支援を行っています。

不登校の児童生徒に対しては、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を行い、本人や保護者の思いを聞きながら、本人や保護者の抱える問題に応じて関係機関と組織的に連携調整を行うなどの支援を行っています。

また、くすのきプラザ内に開設している適応指導教室、たんぼぼの部屋においては、青少年教育相談員が一人一人に応じた教育相談や学習支援を行っており、現在23人の児童生徒が登録しています。

さらに、不登校等の小中学生を対象に、児童生徒の個々の状況に応じた学びを支援する居場所として、広島県教育委員会が令和4年度に開設したスクールエスにも、本町から現在4人の児童生徒が登録しています。

本町の不登校児童生徒数は増加傾向ではありますが、教育委員会と学校ではきめ細やかに丁寧な支援を行っています。令和5年度児童生徒100人当たりの不登校児童生徒の割合において、小学校、広島県平均2.36%に対し、本町は2.08%、中学校、広島県平均7.04%に対し、本町は5.78%といずれも下回っているのは、

本町取組の成果であるとも考えています。

今後も、不登校の未然防止、早期発見、要因や背景の把握、実態に応じた支援を継続してまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 2 回目の質問はございますか。

1 3 番齋藤議員。

○1 3 番（齋藤 昇君） 答弁ありがとうございました。府中町では現在、小学校 6 5 人、中学校 6 8 人で 1 3 3 人の不登校児童数とのことです。

小学校、広島県平均が 2 . 3 6 % に対し、本町では 2 . 0 8 % で 0 . 2 % 少なく、また中学校、広島県平均 7 . 0 4 % に対し、本町は 5 . 7 8 % で 1 . 2 6 % 少なく、いずれも下回っているとのことで、よい方向へ向かっていると思います。

考えてみれば、不登校の原因は、1 1 年前にスマホの世帯数普及率が一気に 6 割を超えたとなった時期と重なる点に着目する動きもあります。長時間の使用で生活リズムが崩れ、登校が難しくなるケースもあると考えられます。また、コロナ禍の影響もあって、学校を休むことへの罪悪感が軽減したことも十分考えられます。

現在の不登校を令和型不登校とも言われています。子どもの多様な育ちや特性と、みんなが同じペースで学ぶ学校とのミスマッチを指摘する声もある一方、家庭教育の低下や地域のつながりの希薄化を憂う見方も少なくないとの意見もあります。

私はこのたび、身近な問題を取り上げたいと思います。私、1 1 月 7 日に府中南小 schools で学校へ行こうとの週間行事、パブリックデーへ見学に行きました。以前も行きましたが、コロナの関係でしばらく休止になっていました。令和 6 年度パブリックデー、児童の発表会でした。ひまわり学級と 1 年から 6 年生、各年ごとにテーマとして「かけがえのない命、とどけよ思い」を各 1 0 分間ずつ、児童が学年が全員参加で各自の役割や分担を団結して、すばらしい発表会でした。

特に 4 年生の「学ぼう防災」、6 年生の「ブレイキングザリミット、自分に気づく未来を築く」は圧巻のステージでした。小学校でこれだけの協力してやればステージができるというのは、我々の時代では考えることが到底できないようなステージで私も大変感動しました。父兄の方、地域の方もおられましたが、ぜひ教育委員会の職員にもこういったイベントは見ていただきたいと強く思いました。ある意味、不登校解消に何かヒントがあると考えられます。

もう1件、私は現在、公衛協の活動の中で、南小学校区の総括リーダーとして毎年6月、11月に南小学校の美化委員約20名ぐらいと、もちろん校長先生にも協力していただけていますが、一緒に花植え体験を南公民館のプランターづくりと公衛協の花壇に分かれて、公衛協の委員と共に実施しています。

せんだって、かけがえのない命、届けの思いを発表した6年生にも特別な思いがあった花植えだと思います。私は増加する不登校児童生徒への取組は身近なところへあると考えます。

府中町では、今御答弁の中でいろんな取組の結果、広島県の中では優秀であると思いますが、現状に甘んじることなく、切磋琢磨努力してってください。また、小学校65人、中学校68人で、まだ合計133人もおられます。不登校児童ゼロ人を目標に一步でも近づき、全国から注目の的になるよう強く要望して、よろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（力山 彰君） 答弁はよろしいですか。

以上で、第10項、増加する不登校児童生徒への取組は、13番齋藤議員の質問を終わります。

以上で、総務文教関係の質疑を終わります。

ここで休憩いたします。再開は10時50分いたします。休憩。

（休憩 午前10時38分）

（再開 午前10時50分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 続いて、厚生関係の質問を行います。

厚生関係、第1項、子どもに眠育の推進を、10番西山議員の質問を行います。

10番西山議員。

○10番（西山 優君） では10番西山です。一般質問いたします。よろしくお願いいたします。

子どもに眠育の推進をということで質問させていただきます。眠育とは、睡眠教育の略称です。睡眠の仕組みや眠りの持つ力など、睡眠について正しい知識と習慣を身

につけるための教育をいいます。幼児期の子どもやその家族が健康的に眠ることは、脳や体、心の発育、そして将来的な健康にとっても大切です。そして、睡眠時間の確保と成長ホルモンが多く分泌される入眠から３時間程度を深い眠りにするのが理想です。

私たちの生活はこの６０年の間に夜型化し、睡眠時間が約１時間短くなり、子どもから大人まで睡眠不足を抱える人の割合が増えました。大人では、睡眠不足が続くと脳や体、心の活力が低下してしまうことでも知られます。幼い子どもは成長段階にあり、眠っている最中に脳や体、心がつくられているため、大人よりも睡眠不足の影響を受けやすいのではないかと考えられています。

子どもたちが健やかに育ち、健康で豊かな生活をしていくためには、今から対策を考え、問題があれば改善していく必要があると思われます。子どもたちの眠育について、府中町の考えを伺います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君） 福祉保健部長です。１０番西山議員の一般質問、子どもに眠育の推進をについて答弁いたします。

乳児は一般的に寝るのが仕事と言われるくらい、１日のほとんどの時間を寝て過ごし、保育施設においても昼寝の時間を確保しているところですが、子どもの睡眠については根拠に基づいた基準、指針というものは国からも示されたものではありません。

令和６年２月に厚生労働省が策定した「健康づくりのための睡眠ガイド２０２３」では、必要な睡眠には個人差があるとしつつも、生活習慣や睡眠環境等を見直し、適正な睡眠時間を確保するとともに、睡眠の休養感を高める方策について、特定の年齢で区切ることは適当ではないとしながらも、高齢者、成人、子どもで区分をして、その中で子どもを対象とした推奨事項において、小学生は９時間から１２時間、中、高校生は８時間から１０時間を参考に睡眠時間を確保する。また、朝は太陽の光を浴びて朝食をしっかりと取り、日中は運動をして夜ふかしの習慣化を避けるとしています。

今回、ガイドとして策定されたものですが、睡眠時間の確保等は個人の状況に応じて取り組むことが大切であるとのことから、全ての国民が取り組むべき事項であるかのような誤解が生じないように、指針ではなくガイドという名称とされたものです。

御質問の子どもたちの眠育についてですが、子どもの睡眠について府中町では、母子保健事業において１歳６か月児と３歳児で健診事業を実施しており、その健診の間

診項目に睡眠時間についての項目が設けられています。健診を通して、子どもの成長に係る生活習慣を聞き取り、必要に応じて助言を行うなど、不安を感じる保護者の相談支援等を実施しておりますが、子ども自身の睡眠に特化した事業は現在行っていません。

しかしながら、睡眠についての正しい知識と習慣を身につけることは大変重要であると認識しています。子どもの睡眠に関して、保護者及び子どもと接する機会の多い保育士などに対して、研修会など様々な機会を捉えて、睡眠に関する情報を提供していくなど啓発を行ってまいりたいと思います。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

10番西山議員。

○10番（西山 優君） 御答弁ありがとうございます。子どもの成長における眠育について考えを聞かせていただきました。

しかし、睡眠の重要性は子どもに限ったことではありません。子ども、成人、高齢者の各年代に睡眠の重要性についても啓発し、生活習慣を見直すきっかけとしてもらうよう取り組むべきと思いますがいかがでしょうか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

健康推進課長。

○健康推進課長（平岡直美君） 健康推進課長です。

西山議員の2回目の質問に答弁いたします。

各年代に睡眠の重要性について啓発し、生活習慣を見直すきっかけとして取り組むべきについてですが、睡眠は日々の生活において重要であり、心身の健康に欠かせないもので、十分な睡眠を確保することは心の健康の維持にも重要と考えます。

本町では、町民の健康づくりの推進を図るために、現在作成中の府中町健康増進計画第3次において睡眠の重要性を掲げており、各年代に応じた多くの人が興味を持てるような快眠に関する講演会や健康教室を開催し、睡眠時間を確保することの重要性や睡眠の質を高めるための方法など、睡眠の質を向上させるための取組を行ってまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問はございますか。

10番西山議員。

○10番（西山 優君） 3回目の質問というよりは要望になります。

寝不足でも頑張ることがかっこいい時代は昔のことです。毎日しっかり眠ることがやる気、元気、勇気へとつながり、心に潤いを与えてくれます。睡眠は脳と心の栄養です。子ども、成人、高齢者へのさらなる睡眠教育の推進を要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第1項、子どもに眠育の推進を、10番西山議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係、第2項、地域の安全のための監視カメラ等による対策の進捗と成果は、7番木田議員の質問を行います。

7番木田議員。

○7番（木田圭司君） 7番木田です。皆さんおはようございます。昨日はちょっと失礼いたしまして、議長の許可を得て病院行って点滴して検査しましたら、食あたりということで、日曜日にちょっと県外行って食べ過ぎたんか変なもん食べたんか分からないですけど失礼いたしました。念のためコロナでもインフルでもなかったんで、御報告させていただきます。

それでは通告に基づき、質問に入らせていただきます。質問事項、地域の安全のための監視カメラ等による対策の進捗と成果は。質問趣旨、監視カメラ等の設置は、犯罪や違反行為の未然防止、抑止のほか、撮影映像による事実確認が可能となるなど、地域の安心安全なまちづくりのために大変効果的だと考えています。

その一方で、設置台数を増やしていくなど、監視カメラの活用の拡大を進めるにはコスト面だけではなく、周辺住民の十分な理解が必要となるなど難しい面もあります。前回一般質問をした際、町としても監視カメラの有効性を認識され、街頭防犯カメラの更新の検討や、ごみステーションの重点箇所への可動式カメラ設置など、活用を進めていくとの答弁がありました。

あれから2年半が経過し、その後の進捗状況と把握されている成果、また課題があれば教えていただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

町民生活部長。



○町民生活部長（屋敷 学君） 町民生活部長です。7番木田議員からの一般質問、地域の安全のための監視カメラ等による対策の進捗と成果はに答弁いたします。

議員御指摘のとおり、監視カメラ等は犯罪の未然防止や犯罪に対する抑止力の向上を図り、もって安全安心で快適に暮らせるまちづくりのために有効なものとして、街頭に防犯カメラとごみステーションに監視カメラを設置しています。御質問のカメラ設置の進捗状況と成果につきまして、それぞれ説明させていただきます。

まず、街頭防犯カメラについてです。

当町で初めて導入するに当たり、広島東警察署や南北防犯組合連合会など関係団体と協議を行い、平成29年12月に事業を開始して今に至っています。これまでの7年間で、警察からの依頼により129件もの動画データを提供いたしました。事件の解決に至ったものにつきましては、捜査情報により明確な公表件数はありませんが、当町のカメラにより実際に多くの事件・事故の検挙に貢献してきたと伺っております。

また、広島県警の発表している市町村別刑法犯認知件数及び犯罪率の推移によりますと、町内による刑法犯認知件数は、カメラ設置前の平成29年1月から12月では全体で316件でしたが、カメラ設置後の平成30年からは毎年280件前後で推移しています。カメラ設置により犯罪件数が減少し、防犯対策として一定の効果があったものと考えています。

先ほど、平成29年12月に事業開始と言いましたが、開始時は県道など幹線道路交差点を中心に12か所にカメラを設置いたしました。前回の質問後の令和4年12月に更新時期を迎え、警察からの助言などを基に町内主要交差点の12か所に加え、本町4丁目と浜田1丁目のそれぞれの交差点に新たに2か所追加いたしました。さらに、令和6年3月には、自動販売機にカメラを設置したみまもり自動販売機をWACTORYパーク揚倉山と総社会館に1台ずつ設置し、現在では合計16か所で管理運営しております。

続いて、ごみステーションへの監視カメラについてです。

令和4年8月に、府中町不法投棄等防止監視カメラ設置及び運用に関する要綱を制定し、要綱では、不法投棄等の未然防止及び抑止力の向上を図るため、町内会単位で監視カメラの設置を町に要望することとしておりまして、これまでに22の町内会から設置要望があったところです。

現在、町では固定型カメラ1台、可動式カメラ1台を所有し運用しており、固定型

カメラは不法投棄、不適正排出の多いくすのきプラザ駐車場外のごみステーションに設置しております。可動式カメラは、町内会から要望のあった箇所を1か月の期間で順番に設置しており、これまで15か所に設置し、来年度には要望のあった22か所全てで設置が一巡する見込みとなっております。

監視カメラの設置による効果につきましては、実際に撮影した映像から不法投棄等を摘発したという事例はありませんが、町内会の方からは、設置期間中は不法投棄等が減ったという声もいただいております、一定の抑止効果があったものと考えております。

最後に、カメラ設置の課題ですが、住民の方から少なからず監視されている気がする。個人情報流出が心配といった意見もあります。カメラの運用方法や住民への周知不足が課題であり、今後も丁寧な説明が必要と考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問ございますか。

7番木田議員。

○7番（木田圭司君） 御答弁ありがとうございました。町内における街頭防犯カメラがこの2年半の間に増設されたこともあり、犯罪件数が実際に減少したことや、犯罪を未然に思いとどまらせる高い防犯効果が期待できるとのことでした。

そこで、1点再質問させていただきます。現在の設置台数に加え、さらにカメラの増設を早急に行い、防犯対策に努めるお考えはないのかお尋ねいたします。

また、ごみステーションの監視カメラは一定の効果が確認されているとのことですが、固定式カメラ1台、可動式カメラ1台の運用では町内1,000か所以上あるごみステーションに対し、少な過ぎると思われます。

先ほど要望があった22か所とあります。多分うちの町内会なんかもう諦めて出してないと思うんで、再度ちょっと町内会に要望を確認していただきたいと思います。

県内の他市町のカメラ保有の状況と、当初の今後の考え方についてお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

町民生活部次長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（倉崎誠一郎君） 自治振興課長兼職次長です。

木田議員からの2回目の御質問のうち、私からは防犯カメラの増設について答弁い

たします。

現在の街頭防犯カメラは、みまもり自動販売機を除き、令和9年11月30日までの賃貸借契約を警備会社と結んでおります。現在、新たな設置について、警察をはじめ関係団体からの要望はありませんが、全国的にも多発する凶悪犯罪を抑止するため、今後も県警と連携を図りながら、設置箇所のさらなる拡大を目指し、安全で安心なまちづくりの実現に努めていきたいと考えます。

答弁は以上です。

○議長（力山 彰君） 環境課長。

○環境課長（相原一夫君） 環境課長です。私からは、ごみステーションの監視カメラについて答弁させていただきます。

まず、監視カメラの保有状況について近隣市町に確認したところ、監視カメラは保有していないという自治体が多かったのですが、ある自治体では、監視カメラとダミーカメラの双方を保有し、ダミーカメラは安価で取扱いも容易でありながら、不法投棄などへの抑止効果は監視カメラと大きな違いがないため、ダミーカメラを中心に運用しているということでした。

次に、当町の今後の監視カメラの保有台数と運用見込みについてですが、部長の答弁にありましたように、監視カメラの設置要望のあった22町内会で設置を一巡した後、再度町内会に対し監視カメラの設置について要望、意見を伺う予定としております。

そこでの町内会からの要望、意見を踏まえ、監視カメラの設置サイクル、ダミーサイクルの導入などについて検討し、適正な台数を保有運用することで、不法投棄などの未然防止に努めてまいりたいと考えております。

答弁は以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問はございますか。

7番木田議員。

○7番（木田圭司君） 7番です。御答弁ありがとうございました。要望になると思います。

防犯カメラ、監視カメラ、ドラレコ、スマホ、ドローンと、世の中これだけもうカメラ社会で、全てカメラみたいなのともあると思います。できるだけ早くダミーも含めて増やしていただけたらと。

この間ちょっとある会合で、やっぱりこのカメラのことが出まして、ごみステーションに1か月じゃちょっと短過ぎると。設置が終わった途端に、不法投棄とか増えたというようなお話もちょうとお聞きしました。

不法投棄やらアパッチですね、有価物等の持ち去り。これも需要と供給の問題なんでしょうから、一生懸命取り締まってはもらってるんですけど、うちの町内会、町で2件目の条例違反で摘発していただきました。大変な労力がかかっております。カメラ等があればそれもプラスになるんじゃないかというふうに考えております。

持ち去る業者も買い取る業者がやっぱりおるわけで、それが家庭ごみとかとは明らかに違う、例えば今で言えば銅線とか鉄とか、お金になるものを自家用車等に積んで持っていく、これは多分見れば分かると思います。普通の家庭の引っ越しのごみとかではないというのがですね。

そういう業者さんもおられるんで取って持っていく人もおられるわけで、両面から手を打っていただきたいと。せめて府中町と取引する業者さんですね、こちらのほうには口頭でも文章でもいいんで、そういうことがないように、そういうところでは府中町は取引できませんよというような業界に対して強くアピールをしていただきたいということを強く要望して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第2項、地域の安全のための監視カメラ等による対策の進捗と成果は、7番木田議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係、第3項、廃棄物の処理と循環型社会への取組、6番梶川議員の質問を行います。

6番梶川議員。

○6番（梶川三樹夫君） ごみは日々私たちの生活する中で発生をしております。そのごみを私たちが適切に分別して町が適切に処理することで、ごみのリサイクルが行われております。

また、ごみは私たちの生活に密接に関係しており、地域の人々からもトイレットペーパーの芯もリサイクルしているとか、食品の容器は袋にためておいて次の買物のときにスーパーに持ってくとか、スーパーにもリサイクル回収ボックスがございますので、細かくやっている方の話をよく聞きます。本当に皆さんが熱心にリサイクルに協力されているということをつくづく感じております。こうしたことから、ごみの間

題は町にとっても町民にとっても最も身近な環境問題と言えます。

そこで、廃棄物の処理と循環型社会への取組ということで質問をさせていただきます。

海洋プラスチックごみ問題などを契機に、国内ではリサイクルへの関心がさらに高まり、令和4年4月にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されました。町においても、令和5年3月に府中町ごみ処理基本計画を改定し、計画では3R、リデュース、リユース、リサイクル、この3Rによるごみの減量化や資源化を推進し、資源循環による環境負荷の低減を基本理念として掲げ、取組を推進されているところですが、この計画期間満了の令和7年度まで残り1年となるところでございます。そこで、府中町の廃棄物の処理と循環型社会への取組について2点お聞きしたいと思います。

1点目、ごみの排出量とリサイクル率の推移について。2点目、ごみの減量化と資源化に向けた取組の実施状況について、以上2点を質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（屋敷 学君） 町民生活部長です。6番梶川議員からの一般質問、廃棄物の処理と循環型社会への取組に答弁いたします。

1点目の御質問、ごみの排出量とリサイクル率の推移についてですが、ごみの総排出量は令和元年度の1万6,058トンピークに減少し、令和5年度は1万4,277トン、住民1人1日当たり740グラムとなり、ごみ処理基本計画の数値目標である758グラムを上回る進捗であり、現状のまま推移すれば目標は達成する見込みとなっています。

なお、ごみの排出量の内訳を見ると、家庭系ごみの排出量が計画策定時より10%程度減少しており、住民の皆様の努力、御協力のたまものであり、この場をお借りして改めて感謝を申し上げます。

次に、リサイクル率は令和5年度17.1%であり、ごみ処理基本計画の数値目標である23.2%を下回っています。平成30年度からの雑がみの分別収集の開始や町内会で行う集団回収の促進等により、資源化されるごみの量は令和5年度には2,437トンと計画策定時より400トン程度増加しているものの、数値目標を達成するには、さらに800トン以上の資源化が必要であり、計画期間の令和7年度ま

での達成は困難な状況となっています。

目標未達成の要因としまして、雑がみ以外に新たな品目の資源化への取組が遅れたことが挙げられます。

2点目の御質問、ごみの減量化と資源化に向けた取組の実施状況についてお答えします。

まず、さらなるごみの減量化に向けた取組として、家庭系ごみが減少する一方、事業系ごみは増加傾向にあります。事業系ごみの約5割が、生ごみや手つかずの食料品などの厨芥類であり、事業者には「事業系ごみ減量リサイクルガイドブック」を配布し、食べ残しや売れ残り対策への協力を呼びかけるとともに、事業系ごみの搬入に際し積載物の確認を行うなど、適正排出の指導を行うことで事業系ごみの削減対策に取り組んでいるところです。

次に、資源化に向けた取組として、普通ごみの中には依然として約1割の雑がみが混入しており、雑がみの分別収集の認知度が不足する状況がうかがえるため、冊子「家庭ごみの正しい出し方」、あるいはごみ分別アプリなどにより、雑がみの分別の周知、適正排出の啓発に努めているところです。

このように、ごみの減量化と資源化に向けた取組は普及啓発を中心に進めているところですが、食品ロスの削減の推進に関する法律やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されたことを受け、プラスチック類の分別、ごみ焼却灰の資源化、生ごみの減量化など、より実効的な取組が必要となっています。

ごみ処理を共同で行う安芸郡4町で連携を図り、技術革新や処理経費の動向を踏まえ、次期ごみ処理基本計画において、その方向性を示していきたいというふうに考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問ございますか。

6番梶川議員。

○6番（梶川三樹夫君） 今の答弁にありましたように、ごみの排出量の目標は達成見込みであるものの、リサイクル率は目標達成は難しいという状況になるとのことでした。

そこで一つ提案なのですが、近年スーパーの駐車場や幹線道路沿いの空地などに資源回収ステーションが設置されているのを見かけます。新たな有価物の回収方法とし

て、こうした設備を当町に数多く導入することでリサイクル率の向上に資するとともに、住民も利便性の向上が図られ、土地所有者は利益を得られる、三方よしの取組と考えます。この資源回収ステーションの設置に関して、町の考えをお聞きいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

環境課長。

○環境課長（相原一夫君） 環境課長です。梶川議員の２回目の御質問、資源回収ステーションの設置についてお答えいたします。

町内では、主にスーパーや大型商業施設などで、事業者自らが白色トレイなどの回収ボックスを設置し、有価物の回収に取り組んでいただいております、町は資源回収を行う店舗をホームページで紹介しています。

このような資源回収ステーションは、町内ではスーパーなどでしか見かけることはありませんが、安芸高田市や北広島町では、行政が所有する施設の駐車場などに町内会などが資源回収ステーションを設置し、運営しています。

資源回収ステーションは、リサイクル率の向上に資するとともに、いつでも誰でも段ボール、新聞、空缶などの有価物を持ち込めるようになるため、住民の利便性は高まり、有価物の売却による収益は運営する団体の活動資金に充てられ、さらには地域交流が生まれるコミュニティ拠点となるなど、様々なメリットが挙げられます。

一方で、いつでも誰でも持ち込めるという特性上、環境衛生の問題や不法投棄や有価物の抜き取りといったリスクもあります。当町では、町内会単位で集団回収が行われているところですが、新たな集団回収の形として、集団回収ステーションのメリット・デメリット、町内会などの自主財源の確保、そして町有地の貸出し条件や候補地などを踏まえて、前向きに検討していきたいと考えております。

答弁は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） ３回目の質問ございますか。

６番梶川議員。

○６番（梶川三樹夫君） 資源回収ステーションの設置は、他の市町の事例を基に、町内会の新たな集団回収の形として前向きに御検討いただけるということなので、ぜひ早期に実現していただきたいと思います。

また、不法投棄や有価物の抜き取り等の対策として、先ほど話も出しましたが、監視カメラの設置も検討していただきたいと思っております。

最後に、さらに要望となりますが、部長の答弁にありました食品ロスの削減の推進に関する法律や、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律への対応については、安芸郡4町でごみを共同処理している特性上、当町独自で進めるのは難しい点もあると思いますが、最終処分場もあと21年すればなくなってしまうというような情報もありますし、次期広域ごみ処理施設の問題も含め、関係各位と連携して検討を進めていただき、ごみの減量化やリサイクル率の向上、ひいては2050年ゼロカーボンシティを実現し、美しく恵み豊かなこの町を次世代に継承する、そのためには行政だけでなく、事業者、そして私たち町民も協力していきたいと思いますので、当局においては様々な取組を確実に推進していただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第3項、廃棄物の処理と循環型社会への取組、6番梶川議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係、第4項、高齢者の加齢による難聴対策について、18番金澤議員の質問を行います。

18番金澤議員。

○18番（金澤映理子君） 18番金澤です。初めての一般質問をさせていただくということで、何をテーマにしようかいろいろ悩みましたが、これまでたくさんの方にお会いして高齢者を大切にしてほしい、高齢者の声をもっともっと聞いてほしいという声をたくさんいただきましたので、第1回目は高齢者の加齢による難聴対策について質問させていただきます。よろしくお願いします。

高齢化社会が進み、比例して加齢による難聴の方も年々増加しています。難聴になると、人や社会とのコミュニケーションが難しくなり、社会的に孤立感が高まると言われています。また、難聴になると耳から脳に伝達される情報量は極端に減り、神経細胞の働きが弱まり、脳の萎縮が進み、認知症発症のリスクが高まるとも言われています。

補聴器の活用は、高齢者の交通事故の防止や災害時に正確な情報伝達をするためにも促進していくべきと考えます。しかし、高齢者の方は耳が聞こえにくいと自覚していても、60%余りの方は医療機関を受診していないという調査結果もあり、医師や専門家にきちんと診てもらい、自分に合った補聴器を選択して活用していける環境整備を進めていくことが必要だと思います。



そこで、以下２点について質問させていただきます。

１点目は、高齢者の方がどの程度聞こえが悪くなっているか、御自分で把握する機会を提供していく必要があると思いますが、特定健康診査、長寿健康診査で聴覚検査は行われているのでしょうか。

２点目は、呉市では聞こえる楽しみ事業として６５歳以上の方を対象に、聴覚器等の購入費の一部を助成する制度が創設されています。聴覚補助器の購入費用助成制度を広島県内でどれくらい実施されているのか、現況を教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君） 福祉保健部長です。１８番金澤議員の御質問、高齢者の加齢による難聴対策について答弁いたします。

高齢者の難聴、いわゆる加齢性難聴は誰にでも起こる可能性があり、老化による聴覚機能の低下が原因とされています。

議員が御指摘されたとおり、難聴が原因でコミュニケーションが阻害され、日常生活への支障を来すことにより、結果として家族や社会からの孤立化につながる危険性については認識しておりますが、難聴の直接的な起因による脳の萎縮などについては、現在のところ正確な根拠は示されておりません。

また、身体障害者手帳を持たない高齢者等の加齢性難聴者の補聴器購入等は、聴覚機能の低下が見られる高齢者全般に関わるものでもあり、国においても国民生活基礎調査で補聴器の使用実態の把握に努めており、健康診断・検診で難聴を対象とするか検討が必要としており、専門家の知見を収集しているところです。

御質問の１点目、高齢者がどの程度聞こえが悪くなっているのか、聴覚検査などにより把握する機会を提供していくことにつきましては、聴力の低下はゆっくりと進むために自覚がない方もおられ、難聴を早期に発見することで聞こえを改善することは有効と思われますが、厚生労働省の「後期高齢者に対する健診・保健指導の在り方」で示されている検査項目は、疾病の予防に関連する項目であり、聴覚検査は含まれていません。

本町においても、人間ドック健診のみ聴覚検査を実施しており、特定健康診査、長寿健康診査の検診項目にはありません。聴覚検査は、集団検診会場での実施は困難と思われ、検査の機器を整備している専門機関での個別受診が基本となります。

本年の９月、閣議決定された高齢社会対策大綱において、加齢による難聴への対応として、難聴が就労や社会参加の障壁とならないよう、地域や職場での理解を深めるとして普及啓発を図るとされています。まずは、自身の健康に関心を持ち、誰もが健やかな生活を送れるよう、聞こえの状態チェックなどに関する周知・啓発について取り組んでまいります。

御質問の２点目、聴覚補助器の購入費用助成制度について、広島県内でどれくらい実施されているかにつきましては、広島県内では、議員からも紹介いただきました呉市さんのほうが本年６月から聞こえる楽しみ事業として、補聴器等の購入補助を始めています。次いで、福山市が１０月から、三原市がこの１２月から購入の一部補助事業を開始されております。

県内では、この３市のみの実施となりますが、３市とも対象は障害者手帳を保持しない６５歳以上の方となっており、専門医の意見書などを必要としています。助成額は、呉市が４万４，０００円、福山市が２万５，０００円、三原市が３万７，０００円となっています。また、助成の目的については、いずれの市も人との交流機会が減少することを防ぎ、認知症を予防し、社会参加を支えるものとしております。

本町では、１８歳未満の聴覚障害まで至っていない方に対する補聴器の購入助成というものは行っておりますが、全国では仕事や生活支援のため、１８歳以上の方も対象とした助成が広がりつつあり、今年の９月現在で３６１の自治体が導入しております。対象の年齢を６５歳以上としている市町村が多く見受けられております。

本町においても難聴対策として、先進地の事例を参考に今後も研究してまいりたいと思います。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） ２回目の質問はございますか。

１８番金澤議員。

○１８番（金澤映理子君） 御答弁ありがとうございました。現在は検査項目に聴覚検査がないとのこと。また、人間ドック自体は受けられる高齢者というのは本当に少ないと思うんですけれども、聞こえにくさだけではなかなか検査へ行かれる方は少ないかもしれませんが、検査を受けて聞こえにくさの原因を見つけ、早めに対処することが何より大事だと思います。

また２点目の回答について、他市、呉、福山、三原はまだ助成制度が始まったばかりということですが、今後も実施状況を継続的に調査していただき、多くの方が利用できるような条件で助成制度の創設を前向きに検討していただけるようお願いいたします。

また、難聴対策として、３月３日の耳の日に合わせて、ふちゅう広報の３月号には、聴力検査を促進する内容を載せるよう提案をさせていただきます。

続きまして、聴覚補助器の購入費用の助成制度を創設することは、高齢者の方が自分に合った補聴器を積極的に活用していくことで、人との会話や外出も増え、高齢者の孤立化防止、認知症の予防につながる大変有意義なことであると思います。

そこで、現在町として孤立化の防止、認知症の予防に対してどのように取り組まれているのか教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

高齢介護課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼高齢介護課長（藤永美香君） 福祉保健部次長兼職高齢介護課長です。

金澤議員の第２の御質問、聴覚補助器の購入費用の助成制度を創設及び本町の孤立化防止、認知症予防への取組につきまして答弁いたします。

聞こえづらさの感じ方は人それぞれであることから、日常生活の中で聞こえに関する暮らしにくさを把握することは困難ですが、議員御提案のとおり高齢者の方が自分に合った補聴器を積極的に活用し生活していくことは、高齢者自身の孤立化を防止し、結果として、認知症予防など介護全般の予防対策につながると認識しております。

本町におきましては、高齢者の社会参加と生きがいくりにつなげるため、介護予防と社会参加の場を提供する高齢者いきいき活動ポイント事業や、各種介護予防事業によって総合的な施策体系を展開しておりますが、今後はサロンや講座など様々な機会を捉えて、聞こえをはじめとする自身の健康管理の必要性、重要性を積極的に周知していきたいと考えます。

様々な高齢者福祉施策を総合的に展開していくことが、高齢者の方の健康関連ＱＯＬ、日常生活における健康の質や社会的に見た自身の幸福度の向上において重要であり、聞こえづらさを補うための補聴器使用はその有効な手段の一つと考えますが、補聴器は精密医療機器であり、使用者それぞれの聴力に合わせて何度も調整を行う必要があります。また、せっかく高額な補聴器を購入しても、頭痛や手間などにより使用

しなくなったなどの意見もあると聞きます。

今後は、補聴器販売時に機器の調整を行うフィッティングなど技術的な差異が起こらないよう、適合技術に優れた能力を備え、補聴器相談員と連携する認定補聴器技能者の周知など高い技術サービスの提供の下、利用者の暮らしが豊かなものとなるよう調整、調査・研究を行い、他市町の動向を注視したいと考えます。

本町の地域性に適したきめ細やかな高齢者福祉施策を財政的に安定し、持続可能な事業とするべく、引き続き総合的に展開してまいりたいと存じます。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 3 回目の質問はございますか。

18 番金澤議員。

○18 番（金澤映理子君） 御答弁ありがとうございました。前向きに検討していただけるということで、大変うれしく思います。いきいき活動ポイント事業のように、楽しみを持ちながら健康のために、自分のできることを見つけて外へ出かけていく機会が増えるということは、孤立化の防止にとってもよいことだと思います。

また、今回取り上げさせていただいた難聴対策についても、このような地域活動へ参加する中で、特に一人暮らしの方が人との対話で聞こえが悪いことに気づける機会にもなると思いますので、より多くの方が参加されるよう、私も発信をしていきたいと思っています。

最後に、聴覚補助器には、気導補聴器、骨伝導補聴器、軟骨伝導補聴器などがあります。近年では、自治体や金融機関の窓口で軟骨伝導イヤホンを導入しているところが増えています。近隣では、熊野町でも導入されました。これは窓口で円滑なコミュニケーションが取れ、また大きな声で高齢者の方が話さなくて済み、プライバシーも守られます。

また、補聴器をつけてみての効果を試す機会にもなると思いますので、このような行政サービスも含め、高齢者の聞こえにくさへ寄り添う取組を府中町独自として、またぜひ進めていただきたいと要望して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第4項、高齢者の加齢による難聴対策について、18 番金澤議員の質問を終わります。

以上で、厚生関係の質問を終わります。

続いて、建設消防関係の質問を行います。

建設消防関係、第1項、町内の道路管理について、17番狩野議員の質問を行います。

17番狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番狩野でございます。建設消防関係の一般質問は私のみとなっており、さらにまた最後の質問ということで気合を入れてしっかりと質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い、町内の道路管理についての質問を行います。

府中町議会議員2期目となった最初の一般質問であることから、1期目の4年間の振り返ってみての質問内容といたしました。この4年間において、住民の皆様から私のほうに府中町に対しての要望や相談が数多く寄せられ、その中で特に多いものが道路に関するものでした。

その内容としては、車道部分では、横断歩道や路側帯の白線が消えかかっている、また、消えているため危険であり、線をきれいに引き直してほしい。さらには、横断歩道の新設ができないか、注意喚起の文字の追加というように、道路への表示に関するものでした。

歩道部分では、へこみにより段差が生じており、つまりくおそれがあるので補修してほしいというものや、歩道が広くなれないかなどがございました。

府中町には、その都度不具合の発生状況及び住民の皆様からの要望を伝え、対応可能なものについては適宜実施をしていただいております。また、横断歩道などは警察の所管ということで、警察に対し要望を伝えていただくという対応をしてもらっております。

道路に関する要望が多いということもあり、道路がどのように管理され、安全に使用できる状態に保持するため、府中町としてどのような対応がされているのかを調べてみたところ、令和5年3月に府中町道路舗装修繕計画書が作成されており、その中に道路の修繕計画が記されていきました。

府中町は総延長117キロメートルの町道を管理しており、令和4年度に道路の舗装点検を行い、その結果が記されております。ひび割れやわだちの程度でランクづけが行われ、道路の路線の重要度に基づき舗装修繕の優先度が決められ、優先度が高い9路線については、令和5年度からの鶴江鹿籠線から始まり順次修繕が行われ、9路

線の修繕時期は令和 8 年度までとなっております。

同時に、歩道部 15 キロメートルの点検結果も記されており、117 か所の損傷が確認されていきました。状況としては、歩道部のひび割れと点字ブロックの損傷となっており、損傷レベルの大きさをランク分けがされています。こちらも損傷レベルの大きい箇所が複数存在する路線から修繕を行う計画になっております。

損傷レベルの大きい 8 路線から修繕がされることになっており、大須上岡田線が令和 5 年度から始まっていますが、6 路線は令和 10 年以降となっており、具体的な予定時期が決まっていない状況です。

計画書には、車道、歩道ともに修繕予定時期については、ガス工事や上下水道工事などに伴う舗装復旧、今後の財政事情や社会情勢の変化、地元要望等により変更となる場合がありますと書かれています。計画に影響する条件が多く、本当に予定どおり進むのかが心配になります。ぜひ町側でコントロールできるところは確実にコントロールしていただき、計画どおりに工事が進むように努めていただきたいと思います。

以上の内容から、三つの質問をいたします。

1、計画に基づき工事が実施されていると思いますが、車道部分、歩道部分での現在の工事の進捗状況を教えてください。

2、歩道の修繕の多くが令和 10 年以降になっていますが、以降ということは、まだ予定がされていないという意味と捉えますが、その点についていかがでしょうか。工事の前倒しが必要と考えますが、必要はないのでしょうか。

3、高齢者のつまずきやベビーカーの車輪のつまずきなどが生じる可能性がある歩道もあり、安全安心に使える歩道の整備も車道と同様に優先すべきと考えますが、府中町としてどのように考えておられるのか伺います。工事の前倒しは必要ないのでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（磯亀 智君） 建設部長です。17 番狩野議員の一般質問、町内の道路管理について答弁します。

府中町では、令和 6 年 4 月 1 日現在、721 路線、総延長約 117 キロメートルの町道を管理しています。昭和 50 年代から平成初期にかけての宅地造成、都市計画道

路の整備、道路改良工事などにより、集中的に整備した路線の舗装の損傷、劣化が進んでいることを踏まえ、平成２５年度から平成２６年度の２年間で測定車による路面のひび割れ率など、損傷度を調査する路面性状調査を実施し、安全で円滑な通行を確保するとともに、限られた財源の中で効率的かつ効果的な修繕を図るため、府中町道路舗装修繕計画を策定しました。

本計画は、国民生活やあらゆる社会経済活動を支えるインフラについて、維持管理・更新などの方向性を示した基本計画となる国のインフラ長寿命化基本計画の下、本町における行動計画として、平成２９年に策定した府中町公共施設等総合管理計画の個別施設計画に位置づけております。

平成２７年度から本計画に基づく舗装修繕工事を進めてまいりましたが、その後、令和３年度の総合管理計画の改定を踏まえ、新たに実施した路面性状調査の結果に基づき、令和４年度に道路舗装修繕計画を改定しました。

議員御指摘のとおり、本計画は令和５年度から令和９年度までを計画期間とし、舗装のひび割れなどの変状内容や路線の重要度に基づき、優先度を３段階に設定しており、優先度の高い９路線については令和５年度から令和８年度までに修繕を行い、令和９年度に優先度が中程度の路線の修繕を行うこととしています。

また、歩道については、町が管理する歩道延長約１５キロメートルのうち、損傷レベルの大きい箇所が複数存在する８路線の修繕を計画しております。

それでは、議員からの三つの御質問について順に答弁いたします。

一つ目の御質問、車道部分、歩道部分での現在の工事の進捗状況についてですが、当初計画期間の平成２７年度から令和４年度までの工事の整備実績については、車道のみ３，６３４メートルを修繕しています。また、令和５年度から令和９年度までの現計画期間においては、車道１，８６０メートル、歩道４７０メートルの修繕を行う計画としています。

今年度の整備予定延長と合わせ、令和６年度末までに車道６９９メートル、歩道５９メートルの修繕が完了する予定となっており、おおむね計画どおりに進んでいると考えております。

続いて、二つ目の御質問、歩道の修繕の多くが令和１０年度以降ということで、予定の有無、また工事の前倒しの可能性についてですが、歩道の修繕については先ほどの答弁のとおり、令和６年度に５９メートルと小規模ではありますが、修繕を行って

おります。

歩道については、損傷レベルの大きい箇所が全体の1割程度、中小規模のものが約9割弱となっており、このうち損傷レベルの大きい箇所が複数存在する路線から修繕する計画としています。

議員御指摘の修繕予定時期が令和10年度以降となっている路線については、次の計画の見直し時に修繕予定年度を定める予定ですが、ガス管や水道管などの更新により、歩道を掘削する際、インフラ管理者との協議の上、舗装の全面復旧を行うケースもあり、各インフラの更新計画との調整により修繕予定年度を定めるため、現時点では令和10年度以降という表現としております。

工事の前倒しについては、現計画では難しいと考えておりますが、職員によるパトロール、そして町内会からの要望などにより、段差、ひび割れなど損傷のある箇所については部分的に修繕を行ってまいります。

三つ目の御質問、安全安心に使える歩道の整備も車道と同様に優先すべきと考えますが、町としてどのように考えているのかについてです。

現計画では、平成30年、令和2年の豪雨災害による復旧のための工事車両の増加などが要因で、特に車道に関してはひび割れわだち掘れなどが発生し、また、大型車両が通行する車道においては特に損傷の進行が早いことなどを踏まえ、車道の修繕を優先しております。

町といたしましても、議員御指摘のとおり、高齢者や障害者、ベビーカーを利用される方、そして、児童などが歩道においても安全安心に使えるよう管理し、また整備していくことは重要だと考えており、車道の修繕の進捗状況を踏まえ、安全安心な歩道の整備に取り組んでいきたいと考えております。

また、県道の歩道についても広島県と協議を行いながら、適正な維持管理を推進してまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

17番狩野議員。

○17番（狩野雄二君） ありがとうございます。

一つ目の質問では、車道部分、歩道部分での工事は現在までのところ計画どおりに進んでいるとのことでした。引き続き遅れのないように進捗管理を行い、工事を進め



ていかれるようお願いいたします。

二つ目の質問では、歩道の修繕の多くが令和10年以降になっているものは、現時点での前倒しは難しいとのことですが、日常的な道路、歩道点検を通じて、必要な部分補修は適宜実施していただくようお願いします。

三つ目の質問では、重大な事故につながる車道の修繕を優先されているとの答弁でしたが、やはり歩道についても転倒でのけがなど事故が発生するので、住民の安全を考え、前倒しが行えるように必要な財源を予算に反映させていただき、道路整備計画を立案してもらいたいと思います。

それでは2回目の質問に移ります。

先ほどの府中町道路舗装修繕計画は、府中町の管理する町道についての修繕計画でしたが、府中町内には町道のほかに主要な道路としては県道がありますので、その県道部分についての質問を行います。

町道については、最初の質問で述べましたが、府中町として道路舗装修繕計画が作成され、計画的に道路の修繕をされている状況です。

一方、府中町内の県道においても、町道と同様な修繕計画が立案されているのか、どのような管理がされているのかを確認させていただきたいと思います。

以前、住民の方からの要望で、自動車の譲り合いゾーンを設置してほしいという要望が町道と県道の各1か所で私のほうに話がありました。自動車で側道から本線に出る際、信号待ちの渋滞で出るのが困難な状況であるため、自動車の譲り合いゾーンを設置してほしいというものです。

町に要望を伝えたところ、町道については譲り合いゾーン設置には財源の問題、設置の条件などの問題はあるが、白線表示を行うことは可能であるとの回答をいただきました。

一方、県道については広島県の管理ということから、府中町独自には対応できず、広島県との調整が必要であり、広島県の設置基準で判断がされるとのことでした。

結果的には町道には白線表示がされ、県道には実施されない状態となっております。住民のニーズに対応しやすくするためにも、府中町が生活に関係するところでの管理を行うという必要もあるのではないかと考えております。

これらを踏まえて、以下の三つの質問を行います。

1、府中町内の県道の路線数、延長距離といった府中町内での県道の状況について

伺います。

2、県道において、町道と同様な道路舗装修繕計画が立案されているのか否か。また、これまでの県道の整備状況について伺います。

3、県道の維持修繕に係る内容を、府中町として拡充することは可能でしょうか。もし拡充された場合の府中町としてのメリット・デメリットについて伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

維持管理課長。

○維持管理課長（谷口洋二君） 維持管理課長です。17番狩野議員の2回目の質問に答弁いたします。

広島県は、平成16年に策定した分権改革推進計画に基づき、住民に身近な行政サービスについては基礎自治体において総合的に展開できるよう、県内市町への事務権限の移譲を推進してきました。

府中町においても、県道の維持修繕等の事務について、平成19年に広島県から府中町に移譲されました。県道の維持修繕等の移譲事務の内容については、小規模な道路補修、崩壊土砂撤去、除草対策、側溝・路面清掃、道路照明維持などの道路施設等の維持及びガードレール等の新設、区画線、道路標示の塗り替え、引き直しなどの交通安全施設整備となっています。

質問1の府中町内の県道の路線数、延長距離についてですが、府中町内の県道は主要地方道の東海田広島線、一般県道の府中海田線、府中祇園線、広島海田線、浜田仁保線、向洋停車場線、上宮町新地線の7路線です。合計延長は12.3キロメートルです。

質問2の県道においても、町道のような道路舗装修繕計画が策定されているのかどうか。また、これまでの県道の整備状況についてですが、道路管理者である広島県に確認したところ、県には道路舗装修繕計画はありませんが、関係機関等からの要望により、現地の状況調査を行い、舗装修繕工事を実施しているとのことでした。

過去5年間の実施状況につきましては、令和4年度に府中町新地マツダ本社前の県道広島海田線の舗装を延長164メートル実施し、令和6年度に府中町山田4丁目府中東小学校前の県道東海田広島線の舗装を延長210メートル実施しています。

質問3の県道の維持修繕に係る内容を拡充することは可能か。もし拡充された場合

の府中町のメリット・デメリットについてですが、県道の維持修繕については、広島県の事務を町が処理する条例第2条の規定に基づき、移譲する事務について締結した基本協定により、県から土木建築公共事業移譲交付金の交付を受けて実施しています。

県道の維持修繕に係る移譲事務を拡充した場合、裁量権が増えるため住民ニーズへより迅速に対応することができる一方、町の事務負担が増えるため人員体制の見直しが必要となるとともに、案件によっては町道の維持修繕が遅れてしまう可能性が生じます。

また、県からの移譲事務の内容は、原則、軽微なものとされており、他市町とのバランスも考慮する必要があります。

これらのことから、県道の維持修繕に係る移譲事務の拡充は困難ですが、引き続き県と連携しながら迅速に対応できるよう、県道の維持修繕に取り組んでまいりたいと考えています。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問はございますか。

17番狩野議員。

○17番（狩野雄二君） ありがとうございます。県道の維持修繕に係る移譲事務を拡充した場合、県道における住民ニーズには迅速に対応できる反面、今の町としての体制ではこれまでのような町道の管理にも遅れなどの影響が出る可能性があり、課題も多く簡単には行えないと理解はいたしました。

ただ、道路を使用する住民の皆さんには、管理が府中町であろうと広島県であろうと関係ありません。住民の方が安全安心に使えるように、住民ニーズに対応したきめ細かな道路管理を行っていく必要があります、県道においては広島県と連絡を密にさせていただき、道路管理を行っていただくことをお願いいたします。

また、第4次総合計画改訂版の中で、住民アンケートで上がった狭隘道路が多いことによる歩行者などの安全確保が課題として挙げられています。府中町として、課題解決の取組を実施されていると認識しておりますが、住民の皆さんが安全と思える歩道整備、特に交通弱者と言われる高齢者や障害者の方々が安心して通行できる歩道整備を進めていただくことを町側に強く要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（力山 彰君） 以上で、第1項、町内の道路管理について、17番狩野議員の

質問を終わります。

以上で、建設消防関係の質問全部を終わります。

よって、日程第２、一般質問を終わります。

ここでお諮りします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とし、次回は１２月１７日、午前９時３０分から  
会議を開きます。

御苦労さまでございました。

（散会 午後 ０時０７分）